

一般社団法人鳥取県建設業協会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会長
一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会長
一般社団法人鳥取県電業協会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会長
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部長
一般社団法人鳥取県警備業協会長
部落解放鳥取県企業連合理事長
鳥取県技能士会連合会長

様

鳥取県県土整備部技術企画課長
(公 印 省 略)

公益財団法人鳥取県建設技術センターの建設残土投棄料の改定に伴う設計変更について
(通知)

このことについて、公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下、「建設技術センター」という。）が運営する建設発生土の処分場において、令和3年1月1日以降受入の建設発生土より投棄料が改定されることに伴い下記のとおり対応することとしたので通知します。

(技術調査担当 中本 電話0857-26-7808)

記

1、建設残土投棄料の改定内容

(改定前) 令和2年12月31日までの受入残土 1,200円/m³
(改定後) 令和3年1月1日以降の受入残土 1,350円/m³

2、建設残土投棄料の改定に伴う設計変更

令和3年1月1日以降に搬出する建設発生土については、改定後の投棄料で設計変更する。

- (1)発注者は、令和3年1月1日以降に残土搬出する工事を対象に別添指示書を発出する。
- (2)受注者は、発注者からの指示により、令和2年12月31日までに搬出した残土量を
確認できる資料(建設技術センターが発行する残土受入伝票)及び令和3年1月1日以降に
残土を搬出していることが確認できる資料(令和3年1月1日以降の初回の残土受入伝票)
を発注者に提出する。
- (3)発注者は、受注者から提出された資料に基づき令和3年1月1日以降に搬出する残土
量を算出し、改定後の建設残土投棄料で設計変更する。

(発注者発議用)

工事に関する 指示書 協 議

工事名		位 置		
受注者				
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
請負額	円			
指 協 示 議 事 項	<p>令和3年1月1日以降に（公財）鳥取県建設技術センターが運営する処分場（以下、「建設技術センター処分場」という。）に搬出する建設発生土について以下のとおり投棄料を変更することを指示します。 については、令和2年12月31日までに建設技術センター処分場に搬出した土量の合計を報告するとともに、搬出したことを証明する資料（建設技術センター処分場が発行する残土受入伝票）を提出すること。また、令和3年1月1日以降に残土を搬出していることを証明する資料（令和3年1月1日以降の初回の残土受入伝票）も併せて提出すること。</p> <p>（変更前） 令和2年12月31日までの受入残土 1, 200円/m³ （変更後） 令和3年 1月 1日以降の受入残土 1, 350円/m³</p>			
指 協 示 議 理 由	建設技術センター処分場において、令和3年1月1日以降受入の建設発生土から投棄料が改定されることから設計変更を行う。			
概算増減額	約 千円 増・減			
上記のとおり（指示・協議）してよろしいか伺います。				
			令和 年 月 日	
局 長	副 局 長	課 長	合 議	監 督 員
上記のとおり（指示・協議）します。				監 督 員
令和 年 月 日				
（上記のとおり承諾・別添のとおり再協議）します。			現場代理人	主任技術者
令和 年 月 日				